

和歌山県特別高圧受電事業者支援金 Q&A

【支援金の概要】

Q 和歌山県特別高圧受電事業者支援金の趣旨は何ですか。

A 国の中東情勢を踏まえた電気・ガス料金支援の対象外である特別高圧を受電する事業所を県内に有する中小企業者を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、予算の範囲内で特別高圧受電事業者支援金を交付するものです。

（参考） 特別高圧電力とは供給電圧が 7,000V 以上の電力です。（例：大型商業施設、工業団地等）特別高圧で受電している施設は、自社で受変電設備（キュービクル）を設置しているほか、電気主任技術者による定期的な保安点検を実施しております。

Q 低圧や高圧電力が対象にならないのはなぜですか。

A 国ではエネルギー価格高騰の負担を軽減するため、低圧・高圧電力を利用する個人・事業者に対し小売電気事業者を通じて値引きを行っています。一方で、大量の電力を使用する大規模な工場や大型商業施設などにおいて利用されている特別高圧電力については、国の支援対象外となっています。このため、県では、特別高圧電力を利用している事業者や大型商業施設に入居するテナントなどの中小企業者に対し、国の事業と同等の支援を行うこととしたものです。

Q （テナントの場合は入居する施設が）特別高圧を利用しているかわからないのですが、どのように確認すればよいですか。

A 契約している電力会社、小売電気事業者又は入居している施設の管理者等にお問合せください。

【支援金の交付対象者】

Q 交付対象となる「中小企業者」の定義は何ですか。

A 中小企業者等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定に基づく中小企業者をいいます。

※資本金又は常時使用する従業員の数が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業	3 億円	300 人
卸売業	1 億円	100 人
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000 万円	100 人
小売業	5,000 万円	50 人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円	900 人

ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5,000 万円	200 人
その他の業種（上記以外）	3 億円	300 人
※資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。 ※常時使用する従業員は労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。 ※次のアからウまでのいずれかに該当する者は、大企業とみなし、対象外とします。 ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者 イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者 ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者		

Q 中小企業者としての要件である常時使用する従業員の定義を教えてください。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者並びに会社役員及び個人事業主は「常時使用する従業員」に該当しますか。

A 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解されます。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。

Q 大企業を支援対象外とするのはなぜですか。

A 国は、地方創生臨時交付金を活用した推奨事業メニューとして、「特別高圧で受電する中小企業等や商業施設等に入居する中小企業等に対する支援」を提示しており、これを受けて、県においても中小企業者を支援することとしました。

Q みなし大企業を支援対象外とするのはなぜですか。

A みなし大企業は、実質的な経営を親会社の大企業が行っていると考えられる企業であり、大企業と同様の考え方により、支援の対象外としています。

Q 個人事業主は対象になりますか。

A 中小企業者には個人も含まれますので、要件に該当する場合は対象になります。

Q 本社が和歌山県内にない場合も対象となりますか。

A 電力使用量に応じて、その費用を負担している中小企業者であれば、本社が県外にあっても対象となります。ただし、費用負担している県内にある事業所や商業施設等について、国又は地方公共団体等から特別高圧電力に係る同様の支援を重複して受ける場合は、対象外です。

Q 発電事業を対象外とするのはなぜですか。

A 発電事業者は基本的に発電した電力を売電するために、特別高圧電力を契約しているものであるため、対象外としています。

Q 市町村等が設置する公共施設や行政サービス、公共事業に使用する電気料金を対象外とするのはなぜですか。

A 本支援金は、中小企業者の支援が目的であり、市町村等が設置する公共施設等については、対象外としています。
なお、指定管理や業務委託により中小企業者が特別高圧電力の契約をしている場合であっても、これらの施設に係るものは対象になりません。

Q 新電力会社と契約している場合も対象になりますか。

A 特別高圧の区分での契約であれば、契約先が新電力会社でも対象になります。

Q フランチャイズ契約を締結し、テナントとして商業施設等に入居している中小企業者ですが対象となりますか。

A テナントの電力使用量が分かり、テナントが使用量に応じた負担をしている場合は対象となります。
ただし、フランチャイズ本部が電気料金を支払い、テナントからフランチャイズ本部に対して定額・定率での支払いをしている場合など、テナントが電力使用量に応じた負担をしていることが確認できない場合、原則支援対象外となります。

詳しくは、和歌山県商工企画課

【電話】073-441-2725 【メール】e0601001@pref.wakayama.lg.jp へお問合せください。

Q 申請日時点で廃業しています。この場合も申請できますか。

A 本支援金は、申請日時点で事業を行っていること、今後も事業を継続する意思を有することを要件としているため、申請日時点で廃業している場合は申請できません。

Q 今後、廃業することが決まっていますが、対象になりますか。

A 本支援金は、今後も事業を継続する意思を有することを要件としているため、廃業予定の場合は申請できません。

Q 特別高圧電力を受電する商業施設等に 2026 年 8 月まで入居していましたが、9 月に退去し、申請時点では県内の別の商業施設で営業を継続していますが、対象になりますか。

A 2026 年 7 月分以降で、特別高圧の電気料金を負担した期間は支援対象になります。

Q 支援期間中（2026 年 7 月から 9 月までの間）に高圧から特別高圧又は特別高圧から高圧に切替えを行った場合の取扱いはどうなりますか。

A 支援期間中（2026 年 7 月から 9 月までの間）に、特別高圧で受電した電力使用量のみを対象とします。

【交付申請】

Q 1 社で複数の箇所（契約）で特別高圧電力を受電しています。申請はどうしたらよいですか。

A 複数の箇所（契約）の受電がある場合は、各事業所の月ごとの電力使用量を合算して事業者単位で申請してください。

Q 1 月使用分とはいつからいつまでのことですか。

A 小売電気事業者等が発行する検針票又は商業施設等の管理者が発行する明細書等に「○月分」と記載されている場合、当該使用分を○月分とみなします。ただし、検針票等に「○月分」等の記載がない場合は、1 日の属する月により判断します。（例：1 月 20 日から 2 月 19 日までの電力使用分＝2 月分とします。）

Q 商業施設に入居していますが、添付書類の「契約種別が特別高圧受電契約に属することが確認できる書類」とはどのような書類が必要ですか。

A 特別高圧電力を契約している施設管理者等からの請求書、明細書等に特別高圧電力を使用していることが分かる記載があれば、別途準備していただく必要はありません。記載がない場合は、施設管理者等から、小売電気事業者との契約書や明細書等で特別高圧電力を受電していることが分かる部分のコピーが必要になります。なお、商業施設等の管理者から、特別高圧電力を受電していることが分かる書面を県に提出いただいている場合、添付を省略することができます。

詳しくは、和歌山県商工企画課

【電話】073-441-2725 【メール】e0601001@pref.wakayama.lg.jp へお問合せください。

Q 支援該当月の電力使用量が確認できる書類を紛失した場合どうすればよいですか。

A 支援金は電力使用量に補助単価をかけて算出することになるため、電力使用量が分かる書類の提出は必須です。小売電気事業者等又は商業施設等の管理者等に再発行を依頼してください。

Q 商業施設に入居していますが、テナントの電力使用量以外に共用部分の負担金があります。共用部分も対象となりますか。

A 支援金は電力使用量に補助単価をかけて算出することとしており、共用部分の電気料金でテナントが負担している使用量が分かる場合は対象になりますが、使用量が分からず、定額や定率等で負担している場合は対象になりません。

Q 商業施設等を管理する大企業が、入居する中小企業者のテナント分をまとめて申請することはできますか。

A 申請者はあくまでも中小企業者になります。ただし、施設管理者に対しては特別高圧電力を使用していることや、使用量の確認などについて協力依頼が必要な場合があります。

Q 申請書類はどのように提出すればよいですか。

A 郵送により提出してください。なお、簡易書留など郵送物の追跡ができる方法により、行ってください。

Q 第 1 次募集～第 7 次募集時に提出した内容から変更がないが、再度同じ書類を提出する必要がありますか。

A 一部の資料については提出を省略できる場合があります。詳しくは、「和歌山県特別高圧受電事業者支援金（第8次）申請要領 6 申請受付期間及び申請書類」を確認してください。

Q 直接受電事業者と間接受電事業者の定義を教えてください。

A 直接受電事業者とは、自ら小売電気事業者と特別高圧電力受電契約を締結し、その費用を負担している事業者を指します。

一方、間接受電事業者は、小売電気事業者と特別高圧電力受電契約を締結する県内にある商業施設等において特別高圧電力を利用し、その費用を負担している事業者を指します。

【支援金額の調整】

Q 支援金申請合計額が予算額に達してしまったらどうなりますか。

A 予算の範囲内で支援金を交付することが前提になっていますので、交付額が申請額を下回る場合もあります。

Q 先着順ですか。

A 先着順ではありません。ただし、申請受付期間の最終日までに郵送で提出する必要があります。（消印有効）